

## 第4章

### まとめと提言

## 第4章 まとめと提言

### はじめに

出版物の媒体とその利用方法が変化している。電子書籍が徐々に普及し始め、これによって、図書館サービスが大きく変化する可能性がある。電子書籍の活用方法は公共図書館の今後の重要な課題である。図書館では、国立国会図書館が蔵書のデジタル化に取り組んでおり、このデジタルデータが地域の公共図書館で利用できるようになれば、地域の公共図書館におけるサービスは大幅に向上する。しかし、現状では、その利用方法は未定であり、また、デジタルデータが利用できるのは一部の資料に限定されると考えられる。

現在、地域の図書館が、自館が所蔵していない図書を利用者に提供する方法としては、図書の現物の協力貸出と相互貸借が最も利用しやすく便利であり、その改善が期待されている。

### 1 協力貸出・相互貸借の意義

#### (1) 貸出サービスの意義

公共図書館のもっとも基本的なサービスは貸出である。日本の公共図書館全体の貸出冊数は、図書館資料費の減少にも関わらず、図書館数の増加に支えられて、一貫して増加している。しかし、都道府県（第2章1）、市区町村等の地域によって、住民1人当たりの貸出冊数には大きな格差がある。これは、地域における図書館の数と規模、資料費、蔵書冊数、貸出サービスへの取り組み、専門的職員の配置等と地域の諸条件によると考えられる。どの地域の住民にも充実したサービスを提供するには、住民1人当たりの貸出冊数の少ない県や市区町村では、図書館の設置、資料費の確保、蔵書の充実、貸出サービスの取り組み、専門的職員の配置等が必要である。

#### (2) 協力貸出・相互貸借の意義

多くの公共図書館では、自館にない資料を利用者が求めた場合、購入するか、所蔵館を調べて、そこから資料を借りて提供する。したがって、他館から利用者のために貸出を求められたときも資料を貸出す。このように、公共図書館は常に他の図書館と資料の貸借を行っている。

公共図書館間では、なぜ協力貸出・相互貸借が必要になるのだろうか。その理由として、次の三点が考えられる。第一に、各図書館では、予算や収蔵能力等の限界から、利用者が求めるすべての資料を収集しきれないため、他館から資料を借りる必要がある。第二に、絶版・品切れ等によって現在入手できず、特定の図書館のみが所蔵している資料は、その所蔵館から借りなければならない。第三に、図書館の規模や利用者の要求が地域によって異なるため、図書館の規模が小さい地域や、図書館は充実していても資料の利用が多い地域では、他の地域の図書館からより多く資料を借りることが必要になる。他方、図書館の資料は常時利用されているわけではないため、利用されていない資料は他の図書館に貸出すことができる。

したがって、どの地域の住民にも充実した貸出サービスを提供するには、図書館間の資料の貸借が必要である。このうち、都道府県立図書館から市区町村立図書館へ資料を貸出すことを協力貸出といい、それ以外の都道府県立図書館間、市区町村立図書館間その他の貸借を相互貸借という。これを合わせて、本報告書では、「協力貸出・相互貸借」と呼んでいる。協力貸出・相互貸借には、図書館サービスを向上させ、地域間、図書館間の格差を補う役割がある。市区町村立図書館に対して協力貸出を行い、市区町村立図書館間等での相互貸借を支援することは都道府県立図書館の重要な役割である。

特に、町村や小中規模の市にとっては、都道府県立図書館を中心とする協力貸出・相互貸借による資料提供の持つ意味は非常に大きい。都道府県立図書館は、協力貸出・相互貸借によって、はじめて都道府県域全体にサービスすることができる。

### (3) 協力貸出・相互貸借の種類

図書館間の協力貸出・相互貸借には次の種類がある。それぞれの主な特徴は次のとおりである。

#### ① 近隣の市区町村立図書館間の相互貸借

この場合は、利用者が移動して他の市区町村立図書館を利用することができるため、図書館間の相互貸借だけでなく、域外利用や相互利用（事例5 小矢部市、9 大阪市）、広域利用が行われることが多く、さらに、図書館の広域ネットワークを形成することがある（事例7 飯田市）。図書館間の相互貸借は③に含まれる。

#### ② 都道府県立図書館から市区町村立図書館への貸出（協力貸出）

これは協力貸出と呼ばれている。資料の搬送手段とともに、都道府県立図書館の蔵書や収集方針が問題になる。都道府県立図書館の蔵書が少ない場合、市区町村立図書館が求める資料の収集が少ない場合は、都道府県立図書館の資料だけでは不足することがある。

#### ③ 都道府県内の市区町村立図書館間の相互貸借

都道府県立図書館の資料だけでは不足する場合、都道府県内の市区町村立図書館の蔵書が求められるが、大規模な市立図書館に貸出が求められることが多い。そのような市では、借受よりも貸出が多くなる場合がある（事例9 大阪市）。資料は、都道府県立図書館が運営する搬送網で運搬する場合と、市区町村立図書館が自主的に搬送する場合がある。

#### ④ 都道府県域を超えたブロック単位での公共図書館間の相互貸借

数県にわたるブロック内で相互貸借を行うことによって、都道府県ごとの資料の不足を補うことができる。ブロック内の県立図書館が中心となる搬送手段のネットワークがあると、効率的である。公共図書館の蔵書であるため、国立国会図書館の蔵書と異なり、利用者に館外貸出できる場合が多い点も利用者には便利である。

#### ⑤ ブロックを越えた公共図書館間の相互貸借

ブロックを越えた他県の公共図書館との相互貸借である。都道府県立図書館が介在せず、個々の図書館間で行われる。全国公共図書館協議会では、このために「公共図書館間資料相互貸借指針」を定めている。

#### ⑥ 国立国会図書館からの借受

公共図書館から入手できない資料は国立国会図書館から借りることができる。ただし、館内閲覧のみで、館外貸出はできない。

#### ⑦ 公共図書館と大学図書館との相互貸借

各公共図書館と各大学図書館の間で行われている。大学図書館の持つ専門書、公共図書館の持つ一般書を相互に活用することができる。

#### ⑧ 公共図書館と学校図書館との相互貸借

各自治体の公共図書館と学校の間で行われているが、公共図書館による学校教育支援の一環として行われている場合がある。教育委員会として取り組んでいる場合もある。

#### ⑨ 公共図書館と他の館種の図書館や各種機関との相互貸借

公共図書館とそれぞれの機関の間で行われている。課題解決支援サービスの一環として行われる場

合が増加しており、今後、重要になることが予想される。

なお、このほかに、地方公共団体の中央図書館と地域図書館との間の貸借があるが、同じ地方公共団体の公共図書館内の資料の貸借は協力貸出・相互貸借には含まれない。

#### (4) 協力貸出・相互貸借の水準

協力貸出・相互貸借には同一地方自治体内の資料の貸借は含まれない。したがって、都道府県域に人口規模が大きく、図書館組織網が整備されている市がある場合は、市の内部での図書館間の貸借が多くなるが、それは相互貸借には含まれない。また、協力貸出・相互貸借の点数は、都道府県単位で示されることが多いが、地方の県の水準の評価については、人口規模の相違を踏まえる必要がある。人口当たり等の数値での比較が必要である（『2010年度報告書』p.22、表2.26）。地域の広さも考慮する必要がある。

#### (5) 協力貸出・相互貸借の前提条件、バランス、ルール

協力貸出・相互貸借には、前提条件として、各館が十分な資料費を確保し、蔵書を収集することが必要である。この点がおろそかにされると、自館の資料収集が不十分なまま、本来自館で収集すべき資料まで他の図書館に依存することになる。その場合、各図書館における基本的な資料や豊富な資料の提供が困難になる。日本の公共図書館では、資料購入や蔵書収集の基準がないため、各図書館がどこまで自館で資料を収集し、どこから協力貸出や相互貸借に依存すべきかが明らかでない。日本の公共図書館は、自館の資料の充実を図るよりも、協力貸出・相互貸借に依存しがちになる可能性がある点に注意する必要がある。他方では、資料の購入点数の多い図書館に貸出申込が集中して、負担が増加し、資料を提供する側の負担がアンバランスになる恐れがある。これを恐れて、相互貸借に消極的になる場合がある。

これらの問題を避けるためには、自館で収集すべき資料はできる限り自館で提供する、他館から借用する場合は、借用先を分散し、特定の図書館の負担の集中を避けるなどのルールが必要である。

## 2 調査結果

調査結果から明らかになったことは次のとおりである。

### (1) 協力貸出・相互貸借の環境（『2010年度報告書』第2章1～3）

協力貸出・相互貸借に関する規程等は約8割の県で作成されている。ほとんどの県で総合目録（横断検索等）が作成され、一部の県では大学図書館も参加している（事例6 福井県、14 佐賀県）。ほとんどの図書館は予約サービスと相互貸借を実施している。このように、協力貸出・相互貸借の環境は整っている。総合目録を検索して貸出を申し込む利用者も増加している（事例9 大阪市、11 鳥取県）。相互貸借管理システムも約57%の県で実施されている。

### (2) 図書館業務のバランス（『2010年度報告書』第1章1(4)）

資料収集・蔵書構築にかかる業務の増加率に対して、協力貸出・相互貸借にかかる業務の増加率が高い。資料収集・蔵書構築よりも、協力貸出・相互貸借によって、資料を提供しようとする傾向が高いことがうかがえる。

### (3) 相互貸借を依頼する理由（『2010年度報告書』第2章3(3)）

市区町村立図書館が相互貸借を依頼する主な理由は、a. 絶版・品切れ等により購入できないため、71.9%、b. 資料購入費が少ないため、59.2%、c. 自館の資料収集方針・資料選択基準に適合しないため、37.5%、d. 協力貸出・相互貸借のほうが、購入するよりも提供までに時間がかからないため、

22.8%である（『2010 年度報告書』 p. 25、表 2. 32）。b と d から、資料購入費や資料収集業務が不十分な現状がうかがえる

**(4) 協力貸出の現状**（『2010 年度報告書』第 2 章 3 (2)）

全国的に協力貸出の点数が増加している。これまでは、主に人口規模が大きい都道府県における協力貸出の増加が注目されてきたが、協力貸出の点数は地方の県でも増加しつつある。ただし、人口当たりの冊数では非常に大きな格差がある（『2010 年度報告書』 p 22、表 2. 26）。地方でも、非常に高い水準の貸出を行っている県が増えているが、まだ貸出冊数が少ない県もある。貸出資料については、市町村のための貸出用レファレンス資料等を購入している例がある（事例 1 秋田県）。

**(5) 貸出冊数と借受冊数の傾向**（第 2 章 2、『2010 年度報告書』第 2 章 3 (2)）

都道府県立図書館、市区町村立図書館とも、人口規模が大きくなるにつれて、貸出冊数も多くなる傾向がある。資料購入費が多い図書館では、貸出冊数、借受冊数が多くなる傾向がある。蔵書冊数が多い図書館では、貸出冊数が多くなる傾向がある。都道府県立図書館、市区町村立図書館とも、資料購入費が少なくても、貸出図書の提供率が高い図書館があるが、資料購入費が多くても、提供率は低い傾向がある。このことは、大規模な図書館であっても、1 館では地域の多様な要求に応えることが難しいことを示している。

**(6) 協力貸出の搬送方法**（『2010 年度報告書』第 2 章 4）

搬送方法に関しては、搬送能力（1 回当たりの搬送可能冊数）と搬送頻度が重要と考えられる。都道府県立図書館による協力貸出の搬送方法は、協力車よりも宅配便の方が多い。非常に多くの貸出を行っている県では、協力車が運行されている比率が高い傾向があるが、これは協力車の搬送能力が高いためと考えられる。ただし、それ以下の水準では、協力車と宅配便を用いている図書館の搬送冊数には明確な相違は見られない。搬送頻度は、宅配便の方がやや高い傾向がある。搬送頻度を重視し、宅配便によって高い頻度の搬送を行っている例がある（事例 11 鳥取県）。都道府県立図書館による搬送の対象では、都道府県立図書館の資料だけでなく、市区町村立図書館の資料も含む場合が多く、これによって、市区町村立図書館のニーズの充足に努めている。

**(7) 貸出のルール**（第 2 章 4 (3)、『2010 年度報告書』第 2 章 1 (7)）

協力貸出・相互貸借を円滑に進めるための配慮として、都道府県立図書館の 45.7%、市区町村立図書館の 61.2%が借用依頼する資料の範囲等を明確化している（『2010 年度報告書』 p. 13）。市区町村立図書館の 72.0%が貸出資料の範囲を制限している（『2010 年度報告書』 p. 35）。このように、協力貸出・相互貸借にルールが必要であることが広く認識されている。

**(8) 経費負担**（『2010 年度報告書』第 2 章 5）

協力貸出の経費負担については、都道府県立図書館も市区町村立図書館も、70%前後が都道府県立図書館が負担すべきと考えており、10%台の図書館が貸出館と借受館が負担すべきと考えている。相互貸借については、40%前後が都道府県立図書館が負担すべきと考えており、20%前後が貸出館と借受館、約 20%が借受館が負担すべきと考えている（『2010 年度報告書』 p. 42-46）。利用者に負担を求めている図書館は少ない。

**(9) 国立国会図書館からの借受**（『2010 年度報告書』第 2 章 2 (1)）

市区町村立図書館では、73.1%の図書館が国立国会図書館からの借受を実施しているが、約 4 分の 1 の図書館が実施していない（『2010 年度報告書』 p. 14-15）。

#### (10) 他機関との連携（『2010年度報告書』第5章）

都道府県立図書館では、93.5%の図書館で大学・短大、84.8%で高等学校との連携が行われている。県立高等学校図書館に目録情報を提供し、県立図書館を含む総合目録を維持している例がある（事例2 神奈川県）。市区町村立図書館では、85.4%で小中学校との連携が行われている。大学図書館との連携では、大学図書館と公共図書館の双方に利益があることが明らかになっている（事例4 東海地区、6 福井県、11 鳥取県、12 高知県）。

課題解決支援の観点から注目される地方議会図書室、都道府県庁内図書室・行政資料室、専門図書室・資料室等に対しては、21～29県が連携を行い、15～26県（定期便運行有・無の合計、以下同じ）が資料の貸借を行っている。63～120市区町村が連携し、34～83市区町村が資料の貸借を行っている。自治体各部局・各施設に対しては、31県が連携し、16県が資料の貸借を行っている。自治体各部局に対しては、630市区町村が連携し、425市区町村が資料の貸借を行っている（第2章5、『2010年度報告書』第5章）。これは先進的図書館による取り組みと考えられる。

### 3 提言

#### (1) 図書資料搬送網の意義

都道府県立図書館による図書館資料の搬送網の確立には、他のサービスと比べると、それほど多くの費用は必要ではない（事例8 岐阜県、14 佐賀県）。搬送網が確立すると、都道府県全域に資料を届けられることができ、特に町村部にとっては大幅なサービスの向上になる（事例10 和歌山県）。搬送網を活用して、協力・連携の対象を広げ、図書館活動の範囲を拡大することができる。搬送網を都道府県内の図書館活動のインフラストラクチャとして捉え直し、整備に努める必要がある。

#### (2) 都道府県単位の協力貸出

都道府県立図書館による協力貸出をさらに進める必要がある。特に、協力貸出冊数が少ない県の取り組みが期待される。搬送手段については、初期には地方公共団体の文書配送システムを活用する（事例14 佐賀県）などの工夫も必要である。個別の配送ではなく、ボックス等を用いた定期配送を行う（事例6 福井県）ことによって事務量が削減できる。その上で、搬送頻度を増やすことが重要である。貸出資料については、市町村向けの貸出用レファレンス資料等の購入も考えられる（事例1 秋田県）。費用は、市区町村立図書館等が積極的に利用できるように、往復ともできる限り都道府県立図書館が負担することが望ましい。

協力貸出を普及させるためには、市区町村のニーズを調査し、理解を得るための訪問調査、市町村における物流ポイントの確保のための働きかけ、初任者研修や巡回相談での協力貸出に関する説明や地域に応じた利用促進方法の助言、住民に対する広報などの地道な努力が必要であり、都道府県全域へのサービスのためには、公民館図書室等への協力貸出が必要である（事例1 秋田県、8 岐阜県、10 和歌山県、12 高知県）。

#### (3) ブロックレベルの相互貸借

都道府県単位での協力貸出・相互貸借の限界を打破するには、東海北陸地区で行われているブロックのレベルでの取り組み（事例3）を参考に、同様の取り組みを全国的に広げていくべきである。そのためには、東海北陸地区の取り組みについて、さらに詳細な調査を行い、他のブロックでも実施するための条件について検討することが望ましい。

#### (4) 国立国会図書館からの借受

約4分の1の図書館が未実施である。国立国会図書館の対図書館サービスが十分知られていない可能性があるため、この点について、市区町村立図書館への働きかけが必要である。なお、国立国会図書館による図書のデジタル化については、その動向を注目するとともに、公共図書館の立場からの意見表明が必要である。

#### (5) 協力貸出・相互貸借のルール確立と自館蔵書の充実

協力貸出・相互貸借の冊数が多い図書館ほど、ルールを明確化しており(第2章4(3))、今後、協力貸出・相互貸借を活発化させるには、ルールの確立が必要である。今回の調査はルールの有無にとどまっているので、今後現行ルールの内容とルールの制定の必要な事項について調査し、ルールのモデルを提案することが望ましい。

問題点として、本来自館で収集すべき資料を他館から、県内で収集すべき資料を他県から借りる例が目立つこと、借りる図書館と貸す図書館の役割が固定化していることが指摘されている(『2010年度報告書』p.52-53、事例3 富山県)。このような傾向が継続するか、さらに強まれば、相互貸借の対象となる資料の制限を求める傾向がさらに強まることが予想される。鳥取県立図書館の「梱包などの発送の作業量を考えると、安易に相互貸借に頼らず、どこの図書館も、自館の資料収集について常に検証していく必要がある」(事例11)、高知県立図書館の「相互貸借の増加数を自館の資料の不足度を測る指標と捉え」、協力貸出・相互貸借を契機とした「貸出利用の増加を自館の資料費増額・蔵書充実へとつなげていく取組みが重要である」(事例12)という指摘は、いずれも自館の資料の充実を求めており、重要である。今後、他県への依存を減らすためには、各都道府県内の図書館による分担収集等も検討の必要があると考えられる。

#### (6) 学校への貸出

先進的自治体では、相互貸借だけでなく、学校教育支援として取り組まれている場合が多い(事例1 秋田県、2 神奈川県、5 小矢部市、8 岐阜県)。学校向けの資料を整備するとともに、相互貸借だけでなく、学校図書館に対する情報提供や職員研修の援助等も含めて、学校教育支援事業の普及を進めるべきである。それには各自自治体の教育委員会への働きかけが不可欠である。全国的な政策とするためには、公共図書館関係団体から文部科学省等に働きかけることが望ましい。

#### (7) 大学図書館との相互貸借

基本的には、個々の大学や地域の大学との連携であるが、全国的に進めて行くためには、公共図書館、大学図書館の双方の利益になることを踏まえて、全国的な大学関係団体や大学図書館関係団体との協議が行われることが望ましい。全国的な公共図書館関係団体から大学・大学図書館関係団体に働きかけることが望ましい。

#### (8) 他機関との相互貸借

このうち、専門図書館、専門機関との相互貸借は、これまで不十分であった地域の課題解決支援の一環として取り組まれている。まだ一部ではあるが、相当数の都道府県や市において、これらの機関との連携、これらの機関への相互貸借が行われている。

今後は、地域の課題解決支援事業の一環として、他の関係機関との連携・協力のもとで進めることが期待される。秋田県(事例1)、神奈川県(事例2)、岐阜県(事例8)等の事例を参考にして取り組むことが望ましい。

#### (9) 搬送手段の活用

図書館資料の搬送網は、都道府県内公共図書館間の協力貸出・相互貸借のために確立されてきたものであるが、ブロック内公共図書館の相互貸借、都道府県内の大学図書館、学校図書館、専門図書館や専門機関との相互貸借並びに関連するサービスのためにも活用することができる。搬送網を従来よりも広範囲かつ多数の図書館間で活用すれば、費用対効果が高まる。

#### (10) 費用対効果の分析

従来、公共図書館では、サービスの実施については報告が行われるものの、必要な費用や得られた便益については十分報告されない傾向があった。公共図書館の経営においても、コストや費用対効果が重要となっている。協力貸出・相互貸借に関しても、必要な費用、結果としての利用状況や得られた便益の意義等について詳しい調査や報告が必要である。特に専門的な資料の提供が地域の課題解決支援に役立った例については詳しい報告が期待される。

#### (11) 協力貸出・相互貸借政策の確立

先進的な自治体でこのような取り組みを進めるだけでなく、広く全国に普及させるには、全国的な政策として進める必要がある。他館種図書館や関係機関との相互貸借を進めるには、関係団体との連携・協力が必要であり、さらに、文部科学省の政策として位置付けることが望ましい。これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』(2006)では、「文部科学省は、館種を越えた図書館の連携協力が広がっていることを踏まえて、公立図書館、学校図書館、大学図書館の担当部局間で連絡調整を行い、館種を越えた連携協力を促進するとともに、館種を越えた総合的な図書館政策の立案に努めることが望まれる」と述べている。文部科学省においては、このような取り組み、特に、館種を超えた相互貸借政策の具体化が必要である。『これからの図書館像』の提案に応じて、全国的な公共図書館関係団体による問題提起、調査研究、対外的アピールが期待される。